

好評につき追加開催決定！

住宅事業者の皆さまへ



住まいのしあわせを、ともにつくる。

住宅金融支援機構

まもなく**最大1%**の金利引下げ！

**参加費無料！**

## 【フラット35】子育てプラス WEB説明会のご案内



子育て世帯等の質の高い住宅取得を支援するため、【フラット35】について、金利の引下げ制度を拡充します。**本制度は2024年2月13日以降の資金受取分から適用します。**

令和6年1月12日（金） 10：30～11：10

※申込期限：令和6年1月9日（火）

令和6年1月22日（月） 10：30～11：10

※申込期限：令和6年1月17日（水）

令和6年2月9日（金） 10：30～11：10

※申込期限：令和6年2月6日（火）

令和6年2月19日（月） 10：30～11：10

※申込期限：令和6年2月14日（水）

開催方式 Webexによるオンライン開催

内容 『**【フラット35】子育てプラス**』の新設について

申込方法

- ・お申込みは下記照会先メールにて受け付けております。
- ・①希望日 ②会社名 ③参加予定人数 ④連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）⑤機構からのメールによる情報提供の可否
- ⑥本チラシの入手元をご記載ください。
- ・メール受信後、5営業日を目処に機構からミーティング番号等、必要な情報をご連絡いたします。
- ・機構から連絡がない場合、下記照会先までご連絡ください。

照会先

住宅金融支援機構九州支店 地域連携グループ

Mail : kyushu-eigyo@jhf.go.jp Tel : 092-233-1507

# 改正のポイント

- ・金利引下げメニュー「子育てプラス」を新設！  
⇒ **子どもの人数等に応じた金利引下げがスタート！**
- ・金利引下げ幅の上限が0.5%から**1.0%**に！
- ・ポイントの加算方法等が変更！



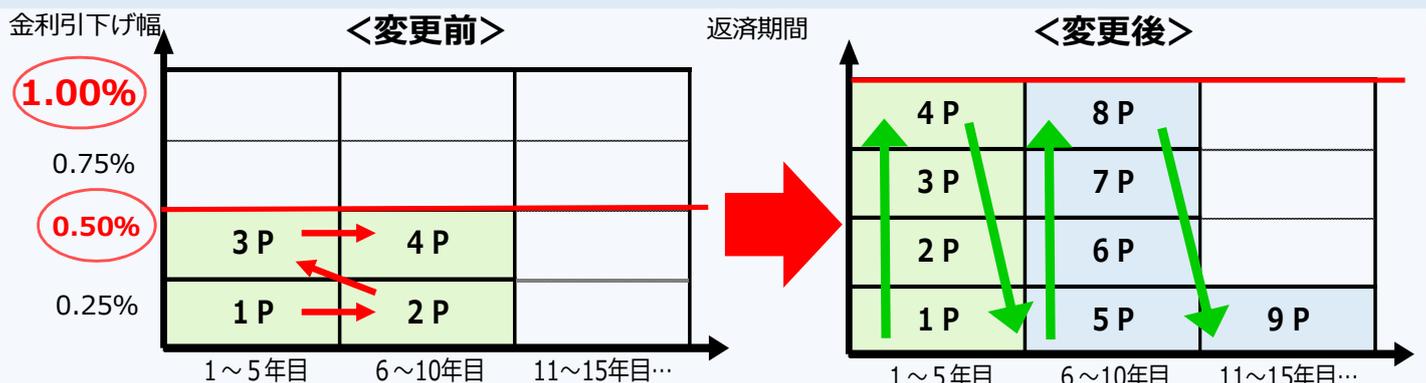
## ■金利引下げメニュー「子育てプラス」の創設

	新築戸建て住宅	新築マンション	中古住宅	中古住宅+リノベ
住宅	<b>①</b> 性能を 確認しましょう <b>【フラット35】S</b> <input type="checkbox"/> ZEH (P P P) <input type="checkbox"/> 金利Aプラン (P P) <input type="checkbox"/> 金利Bプラン (P)			<b>【フラット35】リノベ</b> <input type="checkbox"/> 金利Aプラン (P P P P) <input type="checkbox"/> 金利Bプラン (P P)
	<b>②</b> 管理・修繕を 確認しましょう <b>【フラット35】維持保全型</b> <input type="checkbox"/> 長期優良住宅 (P) <input type="checkbox"/> 予備認定マンション (P) <input type="checkbox"/> 管理計画認定マンション (P) <input type="checkbox"/> 安心R住宅 (P) <input type="checkbox"/> インスペクション実施住宅 (P) <input type="checkbox"/> 既存住宅売買瑕疵保険付保住宅 (P)			【フラット35】リノベを選択された場合、【フラット35】維持保全型を併用いただくことはできません。
エリア	<b>③</b> エリアを確認 しましょう <b>【フラット35】地域連携型</b> <b>【フラット35】地方移住支援型</b> <small>地方公共団体の支援があるエリアの場合、下記のいずれかをチェック☑</small> <input type="checkbox"/> 子育て支援・空き家対策 (P P) <input type="checkbox"/> 地域活性化 (P) <input type="checkbox"/> 地方移住支援型 (P P)			
家族	<b>④</b> 家族構成を 確認しましょう <b>NEW!! 【フラット35】子育てプラス</b> <small>対象:子育て世帯*1・若年夫婦世帯*2</small> <input type="checkbox"/> 若年夫婦または子ども1人 (P) <input type="checkbox"/> 子ども2人 (P P) <input type="checkbox"/> 子ども3人 (P P P) <small>◎子どもの人数に応じて金利を引下げ</small>			

※1 子育て世帯：申込受理時点で子どもを有しており、当該子どもの年齢が申込受理年度の4月1日時点で18歳未満。

※2 若年夫婦世帯：申込受理時点で夫婦であり、夫婦のいずれかが申込受理年度の4月1日時点で40歳未満。

## ■金利引下げ幅・ポイント加算方法の見直し



(注) 【フラット35】子育てプラスを利用されない場合は、4ポイントが上限です。